

○瀬戸内市建設工事積算疑義申立手続に関する試行要綱

平成30年5月22日

告示第33号

(趣旨)

第1条 この告示は、瀬戸内市が発注する建設工事における入札の透明性及び公正性を確保するため、入札に際し、入札参加者が、本市の積算について、疑義が生じたときに積算内容の確認を申し立てる手続を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金入り設計書 予定価格を定めるために作成した設計書で金額及び数量が記載されたもの
- (2) 積算疑義 金入り設計書を確認しなければ判明しない積算上の疑義
- (3) 設計図書等 入札の締切りまでに公表した工事数量総括表、図面、仕様書及び現場説明書並びにそれらに対する質問回答書

(期間の算定)

第3条 この告示に基づく積算疑義の申立て(以下「疑義申立て」という。)の手続に係る期間の算定については、瀬戸内市の休日を定める条例(平成16年瀬戸内市条例第2号)第2条第1項に掲げる日は算入しない。

(対象)

第4条 疑義申立ての手続を行う入札は、予定価格が500万円以上の建設工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事に係る入札とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 土木一式工事
- (2) とび・土工・コンクリート工事
- (3) 鋼構造物工事
- (4) 舗装工事
- (5) 機械器具設置工事
- (6) 水道施設工事
- (7) 配水管布設工事

(金入り設計書の開示等)

第5条 工事施行担当課長は、当該建設工事の入札期日までに、金入り設計書をPDF形式の電子ファイルで契約管財課長に送付しなければならない。

2 契約管財課長は、開札後(再入札又は再々入札を実施する工事を除く。)速やかに金入り設計書を開示する。

(疑義の申立期間)

第6条 入札参加者は、開示された金入り設計書について積算疑義がある場合には、開札日から起算して3日後の午後5時までに、工事施行担当課長に疑義申立てを行うことができる。

(疑義申立ての方法)

第7条 前条に規定する疑義申立ては、インターネットを利用した電子メール(以下「電子メール」という。)に積算疑義申立書(様式第1号)を電子ファイルで添付する方法によるものとする。ただし、入札公告等において指定する形式で読取りが可能なものに限る。

2 前項に規定する電子メールは、総務部契約管財課が受け付けるものとする。

(確認の実施)

第8条 契約管財課長は、疑義申立てがあったときは、速やかに工事施行担当課長に申立て内容を通知するものとする。

2 工事施行担当課長は、前項の通知があったときは、速やかに金入り設計書を確認しなければならない。

(疑義申立てとして取り扱わないもの)

第9条 前条の規定にかかわらず、疑義申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、当該金入り設計書の確認を行わないものとする。

- (1) 疑義申立ての対象となる工事が特定できないもの
- (2) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (3) 公表された設計図書等で確認できるもの
- (4) 申立期間終了後に提出されたもの
- (5) 疑義申立てに係る電子メール又は添付ファイルがウイルスに感染しているもの
- (6) 疑義申立てに係る添付ファイルを開くことができないもの
- (7) 入札における質問回答受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
- (8) その他当該入札に直接関係のないもの

(確認結果の報告)

第10条 工事施行担当課長は、第8条第2項に定める確認を行った後、疑義申立事項確認等報告書(様式第2号)を作成し、契約管財課長に報告しなければならない。

(確認結果等の取扱い)

第11条 契約管財課長は、疑義申立てがなかった場合又は前条に規定する報告を受けたときは、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる手続を行うものとする。

- (1) 疑義申立てがなかった場合、第9条の規定により疑義申立てとして取扱わなかった場合又は金入り設計書に誤りが確認できなかった場合 入札参加資格確認対象者の決定等の入札事務の続行
- (2) 金入り設計書に誤りがあった場合 設計金額及び瀬戸内市建設工事等最低制限価格取扱要領第4条に規定する最低制限価格の修正並びに入札参加資格確認対象者の決定等の入札事務の続行
- (3) 当該工事の施工に当たり著しい支障が生じると認められる場合 当該入札の中止

2 契約管財課長は、前条に規定する報告を受けたときは、疑義申立事項確認等の結果(様式第3号)をインターネット上の市のホームページ等に掲載する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（発注者）あて

申立人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名
E-mail
担当者職氏名

積算疑義申立書

下記のとおり建設工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算内容の確認を求めます。

記

- 1 工事名
- 2 申立内容及び理由

3 申立内容に基づく設計金額

(1) 直接工事費	円	(2) 共通仮設費	円
(3) 現場管理費	円	(4) 一般管理費	円
(5) 合計	円		

※ 申立事項は、具体的に記述してください。工事が特定できないもの、申立事項が特定できないものは確認できません。また、公表された設計図書等で確認できるものは積算疑義申立ての対象となりません。

※ 積算疑義申立ては、インターネットを利用した電子メールで、契約管財課へ提出してください。

※ 電子メールの表題は、「積算疑義申立書（〇〇〇工事）」としてください。（〇〇〇には工事名を記入してください。）

※ 提出方法は、様式第1号に必要事項を記入して電子メールに添付する方法により提出してください。

※ 積算疑義申立てが行えるのは、入札参加者のみです。入札参加者以外は疑義の申立てはできません。

※ 積算疑義申立書の内容は、公表します。

※ 積算疑義申立書は、開示の対象となります

様式第2号(第10条関係)

疑義申立事項確認等報告書

入 札 日	年 月 日
工 事 名	
工事施行担当課	

申立内容及び理由(要約)	確認結果又は確認を行わなかった理由

違算の確認結果	(確認前)	(確認後)
直接工事費	円	円
共通仮設費	円	円
現場管理費	円	円
一般管理費	円	円
計	円	円

様式第3号(第11条関係)

疑義申立事項確認等の結果

入 札 日	年 月 日
工 事 名	
工事施行担当課	

申立内容及び理由(要約)	確認結果又は確認を行わなかった理由